

資料3

浄化槽関係 平成29年度予算について

平成29年2月7日

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

平成29年度浄化槽関係予算の概要

○浄化槽整備事業に対する国庫助成

()内は、内閣府〔沖縄〕、国土交通省〔北海道、離島〕計上分を含めた額

	平成28年度 予算額	平成29年度 予算案	対前年度比
循環型社会形成 推進交付金	(8,924 百万円) 8,421 百万円	(9,039 百万円) 8,421 百万円	(101.3 %) 100.0 %
二酸化炭素排出抑制 事業費等補助金	—	1,000 百万円	—
計	(8,924 百万円) 8,421 百万円	(10,039 百万円) 9,421 百万円	(112.5 %) 111.9 %
※循環型社会形成 推進交付金 (28補正)	—	1,000 百万円	—

※上記のほか内閣府において、地方創生整備推進交付金(公共下水道、農業集落排水施設、又は浄化槽を総合的に整備する地方創生汚水処理施設整備推進交付金を含む)を計上。

平成29年度:40,068百万円の内数

<循環型社会形成推進交付金／地方創生汚水処理施設整備推進交付金>

環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業【個人設置型、市町村設置型】

環境配慮型浄化槽(省エネ化、コンパクト化、再生材使用、ディスポーザ対応)を推進するとともに、単独転換 促進施策、及び強靭なまちづくり施策と組み合わせて総合的に推進する。(助成率1/2)

公的施設単独処理浄化槽集中転換事業【市町村設置型】

※H28補正では、防災拠点となる公的施設(個人設置型)も対象

地方公共団体等が所有する単独処理浄化槽(全国で約4.6万基)について集中的に撤去し、合併処理浄化槽へ転換する費用を助成する。
(助成率1/3,1/2)

【交付要件の緩和】

広域連携による市町村設置型の基数要件緩和【市町村設置型】

市町村設置型浄化槽の基数要件(年20戸以上)について、広域連携※を実施する場合、構成市町村全体で適用し、市町村設置型の新規導入を促すとともに運営管理効率化を図る。※広域連携手法…地方自治法に基づく「連携協約」「協議会」「事務の委託」「事務の代執行」等による連携

平成29年度浄化槽関係予算の概要

<二酸化炭素排出抑制事業費等補助金>

新 省エネ型大型浄化槽システム導入推進事業

既設大型合併処理浄化槽(101人槽以上を想定)にかかる、省CO₂型の高度化設備(高効率プロワ、インバータ制御装置等)の導入・改修費について、地方公共団体や民間団体に補助する。(補助率1/2間接補助)

○環境省が実施する浄化槽関係調査費

新 地域くらしの水環境整備促進事業

29百万円(12百万円)

単独転換に積極的に取り組む市町村において、整備促進効果を高めるための取り組みを支援する「地域くらしの水環境整備促進モデル事業」を実施し、その効果検証を行う。また、自治体、市民、NPO等における浄化槽の普及啓発のためのフォーラムや行政会議を引き続き実施する。

浄化槽システム強靭化事業費

16百万円(13百万円)

災害復旧対応を含め浄化槽台帳システムの新たな利活用や浄化槽システム全体での災害対応力の強化について調査検討を引き続き行うとともに、平成29年度は浄化槽の関係団体、維持管理業者における情報ツールのICT化の促進策の検討を行う。

浄化槽情報基盤整備支援事業費

50百万円(50百万円)

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や適正な維持管理の早期確立及び災害対応力の強化に向けて、浄化槽台帳システムの導入に前向きな自治体に対し、導入に際して地域ごとに異なる諸課題への解決策の支援を行うとともに、当該自治体における導入前後の諸課題及び解決策を整理、集約して、同様の諸課題を抱えている自治体に情報提供することにより、浄化槽台帳システムの整備推進を図る。

我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業(うち浄化槽グローバル支援事業費) 16百万円(16百万円)

「2030年までに、未処理の排水の割合半減」、「2030年までに、排水処理技術など、開発途上国における水と衛生分野での国際協力と能力構築支援を拡大」等の持続可能な開発目標(SDGs)に貢献するため、浄化槽等の日本発の優れた屎尿処理技術の国際展開を図る。

参考：環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業(個人設置/市町村設置)

背景

- 平成22年度から実施してきた省エネ型浄化槽(低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業(国庫助成率1/2))は、おおむね市場への普及が図られた。
- 平成24年度には「エコマーク浄化槽」が制度化されたが、普及が進まない状況。環境に配慮した浄化槽の更なる普及促進策が必要。
- 東日本大震災では、地震に強い浄化槽の特徴があらためて立証され、浄化槽を活かした防災、減災のまちづくりが期待されている。老朽化した単独槽の転換促進や、浄化槽の面的な整備は、国土強靭化にも寄与。

新たな環境配慮型浄化槽の普及

総合的な推進が必要

単独浄化槽の転換促進
浄化槽を活かした防災まちづくり

事業目的・概要

- 環境配慮型浄化槽を推進し、単独転換促進施策、及び防災まちづくりの施策と組み合わせて総合的に推進する。**[国庫助成率1/2]**

【性能要件】①及び②

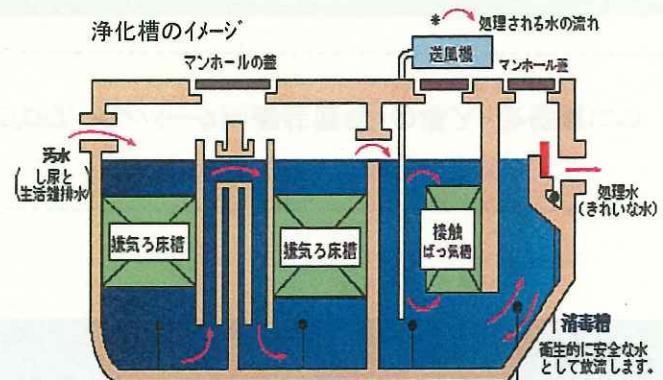
- ①新省エネ基準 (従来の省エネ基準比の10%低減、また、新たにリン除去型や、高度処理型浄化槽の省エネ基準も設定)
- ②環境性能 (コンパクト化、再生プラスチック使用、ディスボーザ対応、又は追加省エネ基準)

【設置要件】①又は② (**※②単独槽設置率40%未満の地域**)

- ①本事業による設置基数の1割以上が単独転換 **[個人設置][市町村設置]**
又は
- ②地域防災計画、又は災害廃棄物処理計画に位置づけられた浄化槽の面的整備、地域防災拠点への浄化槽整備**[市町村設置]**

★新省エネ基準値※通常型 (旧基準値)

5人槽プロワ出力:47W以下(52W以下)
7人槽プロワ出力:67W以下(74W以下)
10人槽プロワ出力:92W以下(101W以下)
n人槽プロワ出力: $8.7n+5W$ 以下
 $((9.6n+4W)$ 以下)



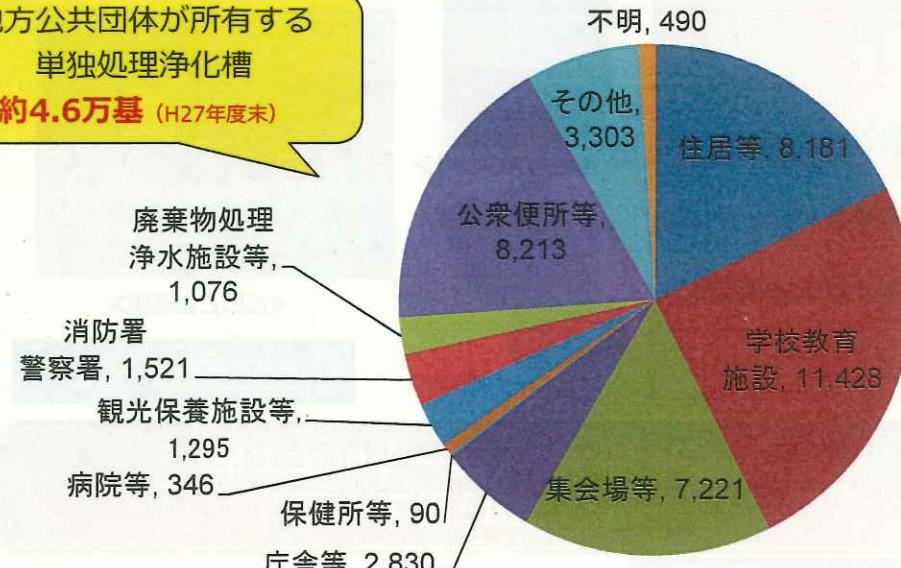
参考：公的施設単独処理浄化槽集中転換事業

(循環型社会形成推進交付金(浄化槽分)内)

背景・目的

- 平成12年の浄化槽法改正以後、撤去費の助成等により水質への汚濁負荷が高い単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進施策を講じてきたが、依然として約412万基（全浄化槽設置基数の約54%）もの単独浄化槽が設置されており、より強力な施策が求められている。
- そのような状況の中、単独転換促進の指導を行う立場である地方公共団体が所有する単独処理浄化槽が全国で約4.6万基近く残存しており、早急な対策が必要である。

地方公共団体が所有する
単独処理浄化槽
約4.6万基 (H27年度末)



地方公共団体が所有する単独処理浄化槽 設置場所内訳

事業概要

- 地方公共団体等所有施設の単独処理浄化槽を集中的に撤去し、合併処理浄化槽への転換費用について、助成率1／3（1／2※環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業として実施の場合）により助成を行う。
- 事業対象：地方公共団体（市町村設置型）※H28補正では、防災拠点となる公的施設（個人設置型）も対象

事業スキーム



期待される効果

- 単独転換による地域の水環境の保全
- 個人・民間への単独転換の波及

参考：新省エネ型大型浄化槽システム導入推進事業

平成29年度予算(案)
1,000百万円(新規)

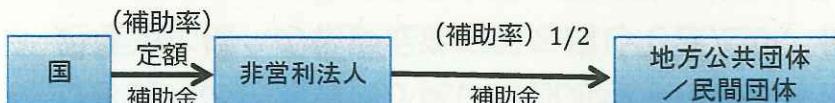
背景・目的

- 家庭用の小型浄化槽の低炭素化は、近年の高効率プロワの普及等により急速に進んでいる一方、集合住宅等に設置されている大型浄化槽は、処理工程上で機械設備（プロワ、水中ポンプ、スクリーン等）が必要となるが、これらの低炭素化への対応は遅れている。
- 既設の大型浄化槽の機械設備を省エネ改修することにより、温室効果ガスの排出削減に大きく寄与するとともに、老朽化した浄化槽の長寿命化を図る。

事業概要

- 101人槽以上の既設合併処理浄化槽にかかる、省CO₂型の高度化設備（高効率プロワ、インバータ制御装置等）の導入・改修費について、1／2を補助する。
- 実施期間：平成29年度～平成33年度
- 補助対象：地方公共団体、民間団体

事業スキーム



期待される効果

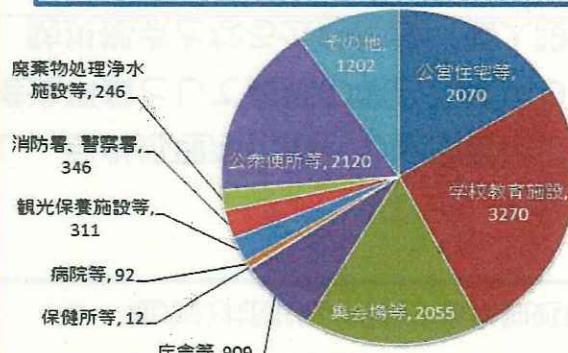
- エネルギー起源二酸化炭素排出抑制
- 地域の低炭素・自立分散型生活排水処理システムの構築の促進

事業概要

101人槽以上の浄化槽設置状況(H26末)
約82,600基

イメージ

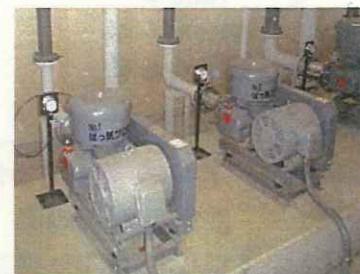
<参考>うち、公共所有(約12,600基)の内訳



大型浄化槽(101人槽～) 省エネルギー・システム導入支援

大型浄化槽の機械設備の例

<高効率プロワ>



<スクリーン>



<インバータ制御装置>

- 高効率プロワ等
- インバータ装置、
タイマー等の
省エネ運転設備

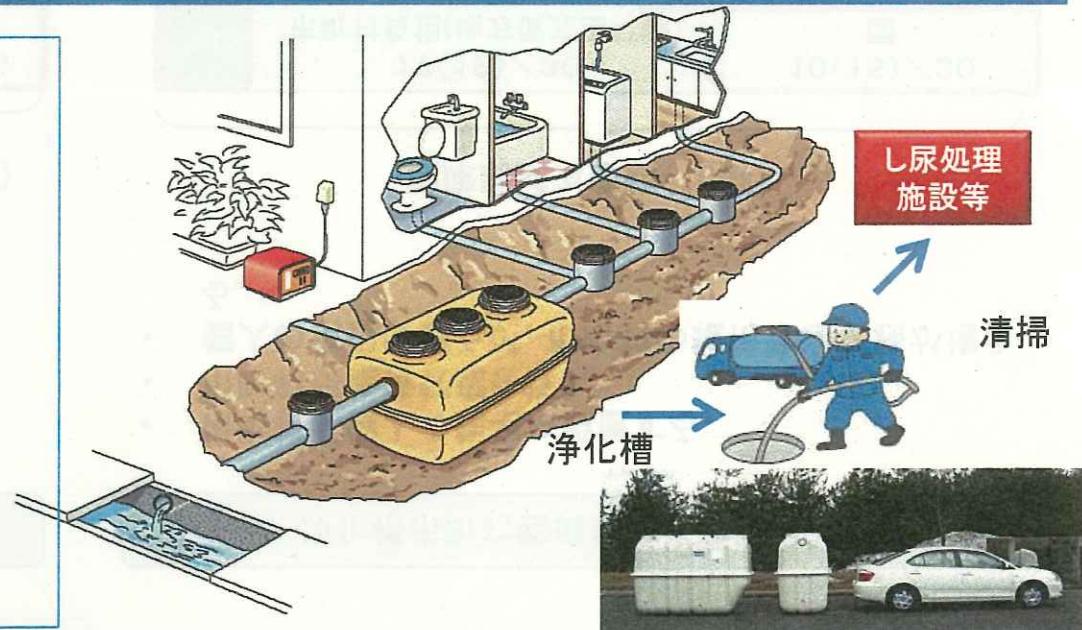
など

エネルギー起源CO₂の排出抑制

参考：浄化槽の特徴

浄化槽は住宅などの建物毎に設置される民間主体の汚水処理施設であり、し尿と生活雑排水を併せて処理し、以下のような特長を有する。

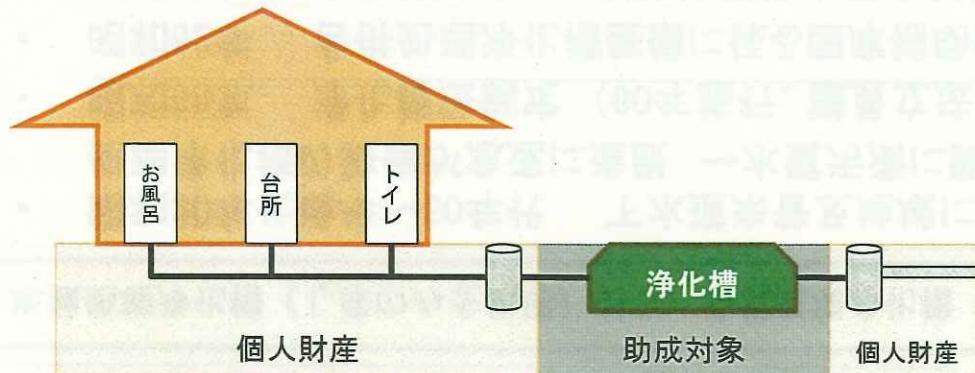
- ・微生物の浄化機能を活用し、下水道と同等の処理性能 (BOD20mg/L以下)
- ・設置費用が安い(5人槽で約84万円)
- ・人口分散地域で効率的な汚水処理施設
- ・短期間(約1週間)で設置可能
- ・地形の影響を受けずにどこにでも設置可能
(車1台分のスペース)
- ・処理水をその場で放流するため、健全な水循環や河川の水量の確保が可能
- ・地震に強く、被災しても早期の復旧が可能



単独処理浄化槽（し尿のみを処理）から、合併処理浄化槽（し尿と生活雑排水を併せて処理）への転換が必要。

- ・昭和30年代後半～50年代 下水道未普及地域における水洗化要求が高まり、し尿のみを処理する単独処理浄化槽の整備が急速に進展 → 水質汚濁に関連して社会問題化も
- ・昭和58年 浄化槽法制定 (60年施行、議員立法)
- ・昭和62年 合併処理浄化槽整備に係る国庫補助制度創設 (平成6年 市町村設置型事業)
- ・平成12年 浄化槽法改正 単独処理浄化槽の新設禁止
- ・平成17年 浄化槽法改正 水質保全という目的の明確化等、水質管理体制の強化

参考：浄化槽に係る国庫補助の概要



〔標準的な工事費用〕

- 5人槽(通常型)…83.7万円
- 5人槽(高度型)…102万円
- 7人槽(通常型)…104.3万円
- 7人槽(高度型)…113.4万円

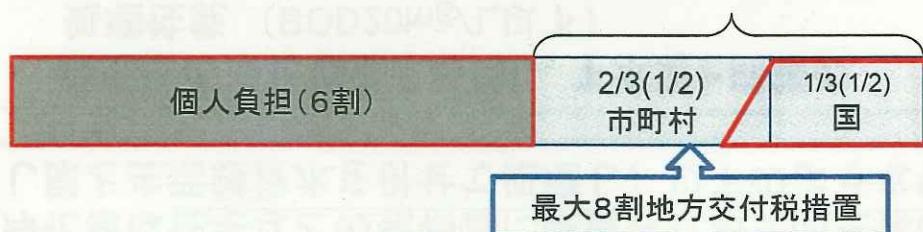
浄化槽設置整備事業 (S62～)

- 個人が設置し、市町村が設置費用(本体+施工費)を助成する事業。
- 個人が維持管理を行う。
- 市町村の負担は小さいが、個人の負担は増える。

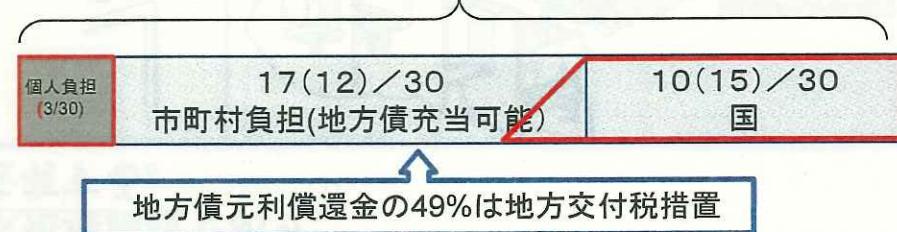
浄化槽市町村整備推進事業 (H6～)

- 市町村が個人の住宅に設置する。
- 市町村が維持管理を行う。
- 個人の負担は減るが、市町村の維持管理事務が増えれる。

国庫助成対象額(4割)



国庫助成対象額(10割)



注)環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業、沖縄、離島地域において、助成率は1／2となっている。